

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
会費減免に関する細則

細則第5号
2022年6月25日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）会費に関する規則第3条第2項の規定に基づき、入会金ならびに年会費の減免の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準日)

第2条 適用上限年齢の算出の基準は、4月1日から翌年3月31日までの間に30歳の誕生日を迎える者までを減免の適用とする。

- 2 入会申込時に30歳であってもその年度内に31歳になる者は適用除外とする。
- 3 生年月日が不明の場合は、減免の対象外とする。

(再入会)

第3条 30歳以下の入会金及び初年度年会費免除については一度限りとし、一度免除対応を受けた者の再入会の場合は2度目の免除はしない。

- 2 30歳以下の再入会者に過去の会費未納がある場合は、未納分を収めない限り再入会は認めない。

(期間及び減免額)

第4条 入会金並びに年会費の減免の期間と減免額については、公益社団法人日本社会福祉士会が施行する入会促進キャンペーンの期間と減免額に基づくこととする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、2022年6月25日から施行し、2022年4月1日から適用する。